

決議案第 4 号

大規模事業評価制度の実施基準等の見直しを求める決議

上記の決議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 10 月 6 日

提出者	つくば市議会議員	樋口裕大
賛成者	つくば市議会議員	田代優
	〃	市原琢己
	〃	中村重雄
	〃	木村修寿
	〃	塚本洋二
	〃	飯岡宏之

大規模事業評価制度の実施基準等の見直しを求める決議

つくば市の大規模事業評価制度は、大規模事業に関し、意思決定過程を含めた実施過程全体の透明性及び効率性の向上を図るため、事業に着手する前に、その必要性や効果等を客観的に評価する制度として設けられている。

現在の制度では、原則として総事業費 10 億円以上の施設整備事業を対象とし、市による自己評価及び外部有識者で構成されるつくば市大規模事業評価委員会による評価を行い、その結果を踏まえて事業実施の方針を決定することとされている。

一方、令和 8 年 9 月定例会議における一般質問では、現行制度の運用について、いくつかの課題が明らかとなった。茎崎給食レストラン整備事業については、基本計画策定時点では概算工事費が約 9 億円であり、大規模事業評価の対象とはならなかったものの、その後、建設資材や労務単価の高騰、施設規模の変更等によって、基本設計完了時点では約 12 億 5 千万円となり、大規模事業評価の対象となった。

その結果、基本計画や測量、設計等が一定程度進められた後に大規模事業評価が行われ、その答申を踏まえて、市は事業を中止するとの対応方針を決定した。

一方、旧上郷高等学校跡地における陸上競技場整備事業については、大規模事業評価時の概算工事費約 28 億円から、その後の計画変更や物価上昇等を経て、既存建物の解体費を含め約 66 億 3 千万円の事業規模となっている。また、大規模事業評価後に、施設や設備の追加、規模及び配置の見直し等も行われている。

現行制度には、対応方針を定めた後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合には再び評価を行う旨の規定がある一方で、事業費がどの程度増加した場合に再評価を行うのかなど、その判断に関する具体的な基準は明確に定められていない。

令和 8 年 9 月定例会議において、市は、これまでの制度運用を踏まえた課題として、総事業費 10 億円以上としている対象事業の規模、基本構想策定後としている評

価の実施時期、事業期間中に生じた事業費等の変更への対応について検討する必要があるとの認識を示した。また、市長も、大規模事業評価制度そのものが現在の形でよいのかについて、様々な意見を踏まえ、検証していく考えを示している。

大規模事業評価は、単に事業を実施するか否かを判断するためだけの制度ではない。多額の公費を投入する事業について、適切な段階で第三者の視点を取り入れ、その必要性、妥当性、優先性、経済性等を検証するとともに、その意思形成過程を市民に明らかにすることは、市政への信頼と適切なガバナンスを確保する上で極めて重要である。

その一方で、評価を実施する時期が早すぎれば、その後の設計や計画変更によって事業内容や事業費が大きく変化し、評価時点と実際に実施される事業との間に乖離が生じる可能性がある。また、評価の実施時期が遅すぎれば、既に多額の公費を投入して計画や設計を進めた後に事業の可否を判断することとなり、行政及び議会双方にとって適切な判断を困難にする可能性もある。

こうした課題を踏まえ、大規模事業評価制度をより実効性のあるものとするためには、これまでの運用を検証し、評価対象となる事業規模、評価を実施する時期、事業費や事業内容が変化した場合の再評価の基準等について、改めて整理する必要がある。よって、つくば市議会は、つくば市に対し、大規模事業評価制度について、次の事項を含め、実施基準及び運用方法を改めて検証し、必要な見直しを行うことを強く求める。

- 1 評価対象となる事業規模について、現行の基準が適切であるか検証すること。
- 2 評価の実施時期について、事業内容及び事業費が一定程度具体化した段階での評価の必要性も含め、適切な時期を検討すること。
- 3 大規模事業評価に関する要綱における、再評価を行う基準を明確にすること。

- 4 大規模事業評価と議会による予算案審議及び議決との関係を踏まえ、議会が適切な時期に事業内容及び評価結果を確認できる制度運用について検討すること。

以上、決議する。

令和8年 月 日

つくば市議会

（提案理由）

大規模事業評価の対象事業、実施時期及び再評価基準等について、制度の見直しを求めるため、決議するものである。